

第2回 嘉麻市いじめ問題対策推進協議会 会議録

- 1 審議会等の名称 平成30年度 第2回 嘉麻市いじめ問題対策推進協議会
- 2 開催日時 平成31年2月12日 火曜日 午後2時00分～午後3時30分
- 3 開催場所 嘉麻市役所 嘉穂庁舎2階 第1会議室
- 4 公開又は非公開の別 公開（一部非公開）
- 5 非公開の理由
嘉麻市情報公開条例第7条2項第2に該当するため
- 6 出席者
 - (1) 委員
会 長 伊東新治
副会長 川原朋美
委 員 小鱗誠、芳野浩司、楠田瑛介、山下晃司、安永信博、前田光佐子、中嶋時夫
※欠席委員1名 井ノ口昌子
 - (2) 事務局
学校教育課長 柴田きよみ、学校教育課参事 大森雅明 学校教育課長補佐 北富真治
- 7 傍聴人数（会議を公開した場合のみ） 0人
- 8 議題及び協議の内容
 - (1) 「嘉麻市いじめ問題防止基本方針」の改訂について
 - (2) 本市の状況等について
 - (3) 前年度の事案について（非公開）

【協議の内容】

- (1) 「嘉麻市いじめ防止基本方針」の改訂について
 - 「嘉麻市いじめ防止基本方針」の改訂の要点について説明を行った（事務局）
説明を受け、次のような質問や意見が出た。
 - 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し適切に対応することは、具体的にはどういう場合が想定されるのか。
→明らかに身体的に苦痛を感じる又精神的に苦痛を感じる様な行為を受けているにも関

ならず、本人の意識が薄い場合、それを教師が的確に見抜く、関わっているまたは目撃した児童生徒が認知して教師に報告する場面などが想定できる。(事務局)

○関係機関との連携という所で、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報するものは、具体的なケース分けがあるのか。

→早期に警察に相談するものは、指導後も危害が加えられる可能性を含むものや他校等学校間で起こっている事案などが考えられる。直ちに警察に通報するものは、身体的に大きな怪我を負った、器物の損壊、金銭の強要が発生したなどの状況が想定される。

(事務局)

○国の方針と県の方針を参照して分からない部分、嘉麻市の基本方針として積極的にオリジナリティを出した点などはあるか。

→県・国の方針と違うのは組織を一本化し、いじめ問題対策推進協議会を教育委員会の附属機関とし連絡協議会の機能も持たせている点、福岡県立高校の事案に対して出された付言を付加している点がある。(事務局)

○学校のいじめ防止基本方針の意義が明確に記されているところが素晴らしい。何のためにこれがあるのか分かりやすい。また市長部局の組織が付加されて、完璧に近い形で出来ているのではないかと感じた。(委員)

(2) 本市の状況等について

○平成30年度嘉麻市立小中学校におけるいじめ問題について、校種別の認知件数、認知の仕方、事案の具体と対応を説明(事務局)

○些細な案件も捉えてるが件数は増えており小学校の低学年からみられる。インターネットの問題なども増えていると思う。その内容はどうか。

→インターネット関連でのいじめについて件数が多い状況はない。最も多いのは、自分の意図にそぐわず相手を攻撃する事案が増えている。そのことで相手が怪我をする、登校できないといった重大事案は起きていない。(事務局)

○嘉麻市の子どもの経済的な背景からくる厳しさが表に出て、昔は部落差別、今は障がい者差別が多くなっている。11月と6月にいじめが多いのは、休み明けだからだと思う。自殺者はないが、この時期の対策は市として取り組まれているのか。

→校長会議で行事が立て込む時期に子どもへの配慮をするよう説明・指示している。また、自殺等についても通知を出し、委員会の基本方針を示し学校の取組と連動させるよう周知している。貧困との関連については、現状では分析できていない。(事務局)

○いじめを防止するには児童相談所、警察署も大事だが、人権擁護委員等との連携強化が必要。人権教室等未然対策の取組はどうなっているか。

→学校では、心に迫るその人の生き方に触れて自分自身の生き方を考えていく活動をしている。人権擁護委員の力も借り取り組めたらと考えている。(委員)

→経済的に厳しい子が、ストレスを溜めると心が荒れ言葉も荒れ、いじめや差別が出ると思う。未然防止として心の教育も学校で考えている。ストレスマネジメントの授業をする学校もある。(事務局)

○いじめのカウント方法はどのようにしているのか。

→カウントするのは、被害を受けた人の数。(事務局)

○解消とする3か月でどれくらい解消しているか把握しているか。

→している。

○学校は解決したと思っけていても、保護者や本人はまだいじめられていると思った場合にカウントはどうなっているか。

→児童・生徒間の解決だけでなく、保護者にも連絡し、解決していなければ再度指導を行っている(事務局)

○インターネットの件はあがっている数が少ないと感じている。個人メールは、教員も親も確認しにくく、大きくなって発覚する事があり危惧している。相手が分からない靴隠しのような事案、友達とのトラブルで学校に通えなくなる等もある。小学校の低学年で叩いた叩き返した事案もいじめと認知することでよい方に向けられる。(委員)

○ネットパトロールなどの体制を整備する点について教えてほしい。

→市でのネットパトロールはない。県警の方の取組があると聞いている。(事務局)

→サイバー犯罪対策課があり、いじめに特化してはいないが、インターネット端末を配置し、サイバーパトロールと称して有害情報や違法情報の発見をしている。(委員)

(3) 前年度の事案について

※非公開

9 配付資料

(1) レジユメ

(2) (資料1)「嘉麻市いじめ防止基本方針」の改訂版

(3) (資料2) 嘉麻市立小・中学校における「いじめ問題」について